

寄附の年を記入

提出日

令和●●年×月○日 上毛町長 殿

住所	福岡県築上郡上毛町大字垂水 1321番地1	整理番号	フリガナ コウケ タロウ
電話番号	0979-72-2	氏名	上毛 太郎
		個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
		性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
		生年月日	明・大・昭 平・令 17.10.11

捺印

五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

●住所、氏名、電話番号、個人番号、性別、生年月日を漏れなくご記入ください。
 ●個人番号と本人確認資料の添付をお忘れなく！（※下記参照）
 ●申請書のご住所は、基本的に住民票のご住所になります。申請書の住所が、マイナンバーカード（または通知カード or 個人番号記載の住民票）の記載住所と一致しておらず、本人確認が不十分となった場合は受付できないことがあります。また、単身赴任などで住民票の住所と異なる自治体にお住まいで、かつ、単身赴任先の市町村で住民税が課税されている場合は、現住所を記入し、その旨を空いたスペースに記載しておいてください。（例：「住民税は●●市で課税されているので、●●市に通知してください」など）
 ●あくまで申請書に記載された住所を元に特例通知を発送いたします。申請書記載住所の誤りが原因で、住民税が控除されない場合には当町は責任を負いかねます。

ます。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出する必要があります。

寄附金をお支払いいただいた日

左記の日付に寄附した金額

1. 当該申告書に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和●●年●●月●●日	50,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口をチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項第1号に規定する者又は同条第1項第2号に規定する者（確定申告をしないとワンストップ特例申請は無効になります。）

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項に規定する要件に該当する者である

この申請を含め申告特例申請を行う地方団体の長の数

※ 申請書には個人番号と本人確認資料を必ず添付してください。
 個人番号と本人確認資料は次の①～③のいずれかになります。

① マイナンバーカード（顔写真つきのカード）の写し（両面）
 ② 個人番号通知カード（写）or 個人番号が記載された住民票（写）+ 運転免許証等
 ③ 個人番号通知カード（写）or 個人番号が記載された住民票（写）+ 公的書類を2点以上（各種健康保険証と年金手帳等）

●通知カードと運転免許証の住所や氏名は一致していますか？
 裏面に変更内容の記載がある場合は裏面の写しも必要です。
 引っ越し等により通知カードの表示が旧住所のまま申請書と一致していない場合は、市役所（町村役場）で変更内容の記載をしてもらってください。（運転免許証の場合は管轄の警察署になります。）

●添付資料は、個人番号、住所、氏名、性別、生年月日などが鮮明に写ったものをご準備ください。